

## 日本ESD学会 渉外・広報委員会 規程

(趣旨)

第1条 日本ESD学会（以下、「本学会」という）は、会則第3条に基づき、渉外・広報に関する活動を行う。

(目的)

第2条 本規程は、本学会の渉外・広報に関する業務を行うために、本学会会則第18条に基づき、渉外・広報委員会（以下、「本委員会」という。）の組織および運営等に必要な事項について定める。

(組織)

第3条 本委員会は、渉外・広報委員（以下、「委員」という。）若干名をもって組織する。委員は、正会員の中から渉外・広報担当理事の推薦により会長が委嘱する。

2. 本委員会に委員長をおく。委員長は渉外・広報担当理事のうち1名がこれにあたる。
3. 本委員会に副委員長をおく。副委員長は、委員の中から渉外・広報委員長が指名する。
4. 本委員会に渉外・広報幹事（以下、幹事）をおくことができる。幹事は、会則第19条に基づき評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員会)

第4条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2. 本委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。通信による会議を行うことができるものとする。
3. 委員長が必要と認めた場合には、渉外・広報委員以外の者が出席し、意見を述べることができる。
4. 本委員会は、以下の事項について企画・実施する。
  - 1) 本学会の広報媒体（ウェブサイト、ニュースレター、パンフレット、SNS等）の方針・内容・計画に関すること
  - 2) ESDに関わるイベントへの本学会の参加等に関すること。
  - 3) その他、渉外・広報に関して必要な事項。

5. 本委員会での審議内容および審議結果については、議事録を作成し会長に報告する。議事録については、会長が必要と認める場合には評議員会の承認を得るとともに、本学会の事務局に保管する。
6. 本委員会の運営に関して本規程に定めのない事項については、渉外・広報委員会で協議し、必要に応じて評議員会の承認を得る。

(正副委員長・委員・幹事)

第5条 委員長は、本委員会を代表し、その業務を統括する。また、任期終了時においては、任期中の活動報告を会長に提出し、次期渉外・広報委員長に引き継がなければならない。

2. 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員は、渉外・広報委員会に参加し、審議や運営管理を担う。
4. 幹事は、渉外・広報委員長と協力して、渉外・広報事務を担う。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員は、任期終了後であっても、後任の委員が選任されるまでは、その任を行う。

2. 欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議を経て評議員会の承認を必要とする。

附則

1. 本規定は、2021年3月8日から施行する。